



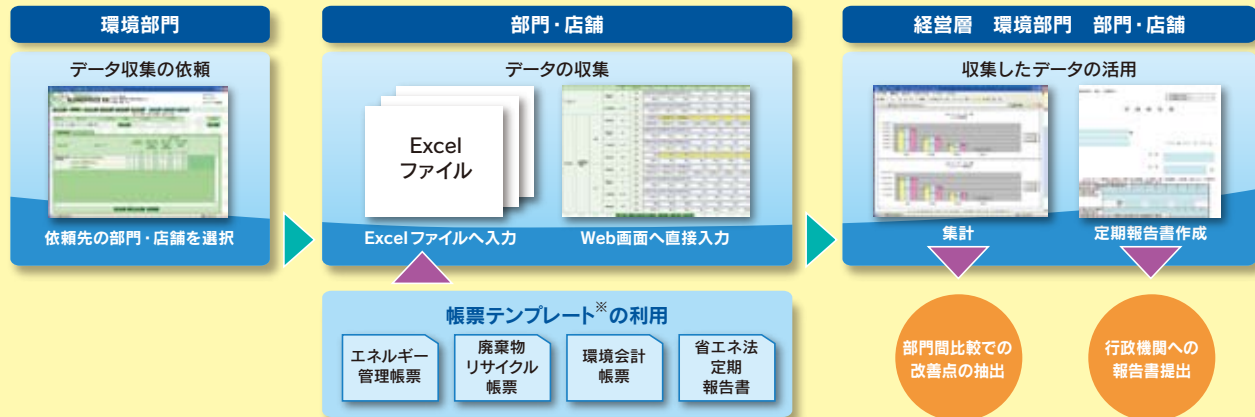
## 富士通エフ・アイ・ピーのSaaS型環境経営ソリューション「SLIMOFFICE AS」

「SLIMOFFICE AS」はインターネットを利用して企業の各拠点で使用したエネルギー量のデータを収集管理・分析し、エネルギー削減を支援する。

収集状況を示す進捗画面を用い、未報告部門へは督促メールを自動発信。実績数値と一定以上の差異がある入力には、アラームを表示する。事業部門単位やエリア単位など、さまざまな組織単位での収集が可能で、簡単にグラフや表で可視化できるため、比較による問題箇所の絞り込みや、改善点の抽出ができる。改正省エネ法に準

拠した報告書をすぐに作成できるよう、経済産業省に許可を受けたテンプレートは標準装備。オプションテンプレートも利用できるが、企業独自の帳票を活用する場合には、パッケージソフト「EX」を推奨している。

SLIMOFFICE シリーズに関して同社では、導入を検討している企業向けには、実際の使用感を体験できる「タッチ&トライセミナー」を定期的に、またすでに導入済みの企業には、異業種間の担当者で情報交換できる「ユーザーカンファレンス」を年に1回開催している。



※ 帳票テンプレートのうち、「エネルギー管理帳票」、「省エネ法定期報告書」以外はオプションとなります。今後、需要に応じて提供予定です。

## 環境経営マネジメントを運用するための有効なツール

富士通グループが培ってきた環境対策ノウハウや、コンサルティング力も、「SLIMOFFICE」を導入した担当者を支援する。データ分析が容易になり、見える化が進めば、エネルギー削減という本来の目的に向かって前進できる。より具体的な目標や対策を策定しよう。

次は環境経営マネジメントの運用だ。使用量の多い時間帯や場所、照明や空調の比率などさまざまな視点でエネルギー使用を考える。改正省エネ法は総量規制ではなく、それぞれの企業が定めた原単位を基にどれだけのエネルギーを削減したかを問うものなので、たとえば床面積当たり、売上高当たり、顧客数当たりなどの指標を原単位とすれば、自社の環境経営マネジメントにより有効かを見極める必要がある。これによって、どこに改

F F I C E E X」の S a a S 型サービスだ。「EX」同様、エネルギー使用量の各データを収集・管理し、集計して行政への報告書を容易に作成することができる。改正省エネ法に加え、自治体条例に応じたデータ項目の追加も可能だ。さらに「AS」は、SaaS型サービスなのでパッケージに比べると短期間で導入でき、資産ではなく費用化が可能なため間接部門であっても導入の理解を得やすい。専門知識や難しい操作が不要な点も好評だ。

善余地があるのかがわかってくる。

ここからが担当者の本領発揮ともいえる。ともすれば、やらされ感のつきまとう省エネ活動を、見える化によって共有できる意識を高めて展開しよう。経営層から現場まで一体となるテーマを探り、店舗ごとのコンテストなど全社的に盛り上げるアイデアを募るのもおもしろいかもれない。

さらには、「SLIMOFFICE」の導入により、一か月かかっていた環境会計を数日間に短縮でき、前年度の数値を掲載した環境報告書を株主総会に間に合わせたという例もあり、企業評価を高める方策として、環境パフォーマンスデータを活用していくことも可能だ。将来的には地球温暖化対策基本法が成立し、国内排出量取引制度が創設された場合などにも、慌てずに対処できるだろう。

環境経営マネジメントの土台を作り、P D C A サイクルを回していくことで、企業価値の向上につながっていくだろう。

## ● お問い合わせ

## 富士通エフ・アイ・ピー株式会社

第二販売推進部

〒105-8668  
東京都港区芝浦1-2-1 (シーバンスN館)<http://jp.fujitsu.com/fip/>↓ SLIMOFFICE のお問い合わせは  
[slimoffice@cs.jp.fujitsu.com](mailto:slimoffice@cs.jp.fujitsu.com)

# 効率的なエネルギー管理による、 企業価値の向上

省エネ法の改正に伴い、工場・支店・営業所・店舗などを含む企業全体のエネルギー管理が必要となった。報告のための煩雑な作業を強いられ、対応に迫られている環境担当者や総務担当者が多いのが現状だ。しかしながら、環境パフォーマンスデータを効率的に収集・分析し、CO<sub>2</sub>削減につなげれば、企業には利益が生じる。今できる対応策について、富士通エフ・アイ・ピー株式会社に聞いた。

## 背景を理解して、 集計・管理業務の効率化を

地球の環境問題が顕著化し、企業の法規制への対応が不可欠となっている。今、1979年に制定された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」が改正され、これまでの工場・事業所単位から、企業単位での報告が必要となった。2010年の本格施行により、前年度に使用した企業全体の年間エネルギーを把握するよう求め、年間合計が原油換算値1500キロリットル以上の企業に届け出義務を課している。指定された企業は、原単位で前年比1%の削減努力義務があり、定期報告書と中期計画書の提出を求められ、届け出をしない、または虚偽の届け出をした場合は罰金が科せられる。なお、来年以降は経過措置が切れ、提出時期が早まるので注意が必要だ。

省エネ法の改正を受けて、手作業で集計業務に臨む場合は、さまざまなフォーマットで各拠点から随時メールで送られてくる環境パフォーマンスデータの集計・管理に、担当者が膨大な時間を費やさなくてはならない。特に担当者が他業務と兼任するケースでは負荷が大きく、担当者個人としてのモチベーション低下や、組織としての生産性低下を招きやすい。そうならないために打つべき手立てとは何だろうか。

まず必要なのは、省エネ法が改正され

た背景と、企業の取り組みがもたらすメリットを経営層・管理部門・担当者が理解することである。地球温暖化の要因の一つといわれるCO<sub>2</sub>の排出量を減らすことは、企業経営の継続性の観点からも不可欠だとわかってきた。環境に配慮する企業を選ぶ消費者意識も高まってきている。そして一方で、エネルギーは経済を揺るがす重要な要素と成り得る側面を持つ。日本のエネルギー自給率はわずか4%（注）であり、エネルギー資源の価格変動が企業経営に大きな影響を与えるからだ。逆にいえば、エネルギー効率化を経営課題に掲げ、企業体質を強化すれば競争力を高められる。

ある流通小売大手では年間350億円もの電気代が掛かるという。それを1%削減すれば、3億5000万円の営業利益が出る。今後、有価証券報告書に環境負荷にかかわる数値やリスクが記載義務化されれば、投資家の評価軸にもなるであろう。そうしたことも念頭に置き、積極的に集計・管理業務の効率化をはかりたい。

## データの見える化で、 具体的な省エネ対策が可能に

また、国による省エネ法に加え、各自治体でも条例により規制強化をうたっている。東京都は大規模事業所には総量削減義務を、中小規模事業所には排出量の報告義務を課している。主要都市だけでなく、現在約30の自治体が独自の

## 「SLIMOFFICE AS」の 導入による効果

## 手作業による 改正省エネ法対策の問題点

- |                  |   |                           |
|------------------|---|---------------------------|
| ◆ 担当者の集計・管理業務が煩雑 | → | ● 収集状況が一目でわかり、業務時間を短縮     |
| ◆ データ精度の低迷・ばらつき  | → | ● 入力支援機能でデータ精度の向上         |
| ◆ データ収集のみで精いっぱい  | → | ● データの見える化で、部門間比較による改善点抽出 |
|                  | → | ● 削減へ向けた全社的な活動につながる       |
| ◆ 報告書の作成が不安      | → | ● 経済産業省許可のテンプレートで容易に作成    |
| ◆ 各自治体条例への対応が困難  | → | ● データベースからほしいデータを即時抽出     |
|                  | → | ● 環境報告書など社会への情報開示にも有効     |

条例により届け出を必要としており、特に全国に事業所を展開する企業は、複数の条例への同時対応が求められている。このことも担当者を悩ませているのだ。エリアごとに複数のデータを抽出して報告するといった業務の効率化をはかるには、やはりITサービスの力が有効である。「SLIMOFFICE AS」は、豊富な導入実績を誇る「SLIMOFFICE AS」

（注）出典：「ENERGY BALANCES OF OECD COUNTRIES 2009」